

かけはし

JITCO JOURNAL

10

2025. October
Vol.163

第33回

外国人技能実習生 日本語作文コンクール 入賞者決定

新制度TOPICS

特定技能制度及び育成就労制度の 分野に関する最新情報

連載 外国人材の現場から

第13回

公益財団法人日中技能者交流センター(HRsDアジア財団)
「講師派遣で知識をアップデートし、変化に対応」

JITCO保険のすすめ

警視庁国際犯罪対策課

「在留外国人が犯罪に巻き込まれないために」

かけはし

JITCO JOURNAL



2025.10 Vol.163

表紙の写真: キジルクム砂漠の星空とユルタ (ウズベキスタン)

キジルクム砂漠は、ウズベキスタン中部にある約30万平方キロメートルの広大な砂漠です。「赤い砂」という名前にふさわしく、ほとんどが砂丘でできています。写真は、満天の星空の下、組み立て式のテント「ユルタ」が建ち並び、中からほんのり生活の灯がこぼれる様子を長時間露光撮影で捉えたものです。ちなみによく似たテント式住居を、モンゴルでは「ゲル」、内モンゴル自治区では中国語で「パオ」と呼んでいます。地域によって呼び方が違いますが、遊牧で生活を営む人々にとっては、便利で代えがたい大切な住居のようです。

CONTENTS

- √ p.1 **巻頭言 理事長就任のあいさつ**
公益財団法人 国際人材協力機構 理事長 小川 新二
- √ p.2 **新制度TOPICS**
特定技能制度及び育成就労制度の分野に関する最新情報
- √ p.4 **〈連載〉なるほど! 好事例! 外国人材の現場から**
第13回 公益財団法人日中技能者交流センター(HRsDアジア財団)
「講師派遣で知識をアップデートし、変化に対応」
- √ p.6 **JITCO Services Information**
講師派遣・セミナー・養成講習のご案内
- √ p.8 **JITCO保険のすすめ**
JITCO保険で「まさか!」のときの、安心を。
- √ p.10 **《寄稿》警視庁国際犯罪対策課**
「在留外国人が犯罪に巻き込まれないために」
- √ p.12 **「第33回外国人技能実習生日本語作文コンクール」入賞者決定**
- √ p.14 **外国人材の受入れに関するQ&A**
- √ p.15 **海外情報**
- √ p.16 **JITCO NEWS**
年次報告書「アニュアルレポート」2024刊行
OTIT委託事業「無料セミナー&無料コンサル」絶賛受付中
母国語情報誌「とも」秋季号(オンライン版)ご案内 ほか
- √ p.18 **送出し国をもっと知りたい! 第9回 パキスタンってどんな国?**
- √ p.20 **みんなでエンジョイ! レクリエーション 第10回「紅葉狩り」で秋を楽しもう!**

理事長就任のあいさつ

公益財団法人 国際人材協力機構

理事長 小川 新二



本年6月25日に理事長に就任いたしました小川でございます。監理団体・登録支援機関・受入企業をはじめとする外国人材の受入れに携わる皆様におかれましては、当機構の運営に日頃からご理解をいただき、誠に有難うございます。当機構は、1991年(平成3年)の設立以来、外国人材の送出し・受入れ双方への総合的な支援を行っておりますが、内外の労働市場が大きく変化する中で、皆様のニーズに応える手厚い支援を引き続き提供し、日本と送出国双方の経済・社会の発展に尽力して参りたいと考えております。

現在、我が国の外国人材受入制度は大きな転換点を迎えております。その一つの柱である技能実習制度は、1993年(平成5年)に発展途上国・地域への技能移転と人材育成を通じた国際貢献を目的に創設され、2017年(平成29年)の技能実習法施行により現在の形になっていますが、2027年(令和9年)4月から「育成就労」という新たな制度が始まります。「育成就労」は、人材育成と確保を両立する仕組みであり、大きな期待が寄せられておりますが、受入企業や監理団体の皆様にとっては、新たな要件への対応や体制整備などの取組みが必要となり、外国人材を活用している幅広い産業に影響が及ぶと予想されます。その一方、2019(平成31年)年4月には特定技能制度が始まり、人材不足対策として一定の専門性・技能を有する外国人材の受入れが本格化し、受入分野が逐次拡大されるとともに、受入人数も急増し、外国人材受入れの大きな柱となっています。その中で、登録支援機関や受入企業の皆様は、人材の発掘・育成、受入後の円滑な就労の実現等、様々な課題に対応されていると承知しています。

このような中、当機構は30余年の蓄積を持つ「外国人材受入制度の総合支援機関」として多角的な支援を行ってまいります。「育成就労」については、従来と同様、制度に関する教材、セミナー、各種相談、申請手続支援等のサービスを提供し、技能実習から育成就労への円滑な移行を支援します。特定技能についても、制度拡充等に関する最新の情報提供を行うとともに、送出し側の状況も含めた情報提供、各種相談、申請手続支援等のサービスを提供し、皆様を力強くサポートしてまいります。併せて、皆様からお寄せいただいたご意見やご要望に丁寧に耳を傾け、支援のさらなる充実を図ってまいります。

今後とも当機構の事業活動に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

特定技能制度及び育成就労制度の分野に関する最新情報

今号の新制度TOPICSは、現在「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」にて議論されている、特定技能制度及び育成就労制度における分野に関する2025年9月12日時点での情報を説明します。なお、特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針は2025年12月頃に決定される予定のため、本ページの記事は、現段階の案に基づいており、その内容は今後変更の可能性があります。

▶ 特定産業分野

2025年9月12日時点では、特定技能制度における対象分野である特定産業分野は、**現行の16分野**（介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業）に、今後、**新規に3分野**（リネンサプライ、物流倉庫、資源循環）が追加され、**計19分野**になる予定です。併せて、以下の表にあるように、既存の業務区分の切り分けや新たな業務区分等の追加が検討されています。

※**緑字箇所**：対象となる業務の追加が検討されている区分 ※**赤字箇所**：新規に追加/切り分けされることが検討されている分野、業務区分など

分野	業務区分	
介護	介護	
ビルクリーニング	ビルクリーニング	
工業製品製造業	既存の区分	機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理、紙器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、RPF製造、陶磁器製品製造、印刷・製本、紡織製品製造、縫製
	検討中の新規追加区分	電線・ケーブル製造、プレハブ住宅製品製造、家具製造、定形・不定形耐火物製造、生コンクリート製造、ゴム製品製造、かばん製造
建設	土木、建築、ライフライン・設備	
造船・船用工業	造船、船用機械、船用電気電子機器組立て	
自動車整備	既存の区分	自動車整備
	既存の区分から切り分けられることを検討中の区分	車体整備
航空	空港グランドハンドリング、航空機整備	
宿泊	宿泊	
自動車運送業	トラック運転者、タクシー運転者、バス運転者	
鉄道	既存の区分	軌道整備、電気設備整備、車両整備、車両製造、運輸係員
	検討中の新規追加区分	駅・車両清掃
農業	耕種農業全般、畜産農業全般	
漁業	漁業、養殖業	
飲食品製造業	既存の区分	飲食品製造業
	既存の区分から切り分けられることを検討中の区分	水産加工業
外食業	外食業全般	
林業	林業	
木材産業	木材産業	
リネンサプライ	リネンサプライ	
物流倉庫	物流倉庫	
資源循環	廃棄物処分業（中間処理）	

▶ 育成就労産業分野

育成就労制度における育成就労外国人の受入れは、特定産業分野のうち、特定技能1号水準の技能を3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に限って行われます。この育成就労産業分野は、現時点では、上記の特定産業分野19分野のうち、**自動車運送業と航空を除いた**

17分野が対象になる予定です。なお、航空分野の空港グランドハンドリング業務区分については、令和8年度に育成就労産業分野へ追加することを検討中です。

現時点で検討中の育成就労産業分野・業務区分、育成イメージ(技能実習制度との比較)は次ページの表のとおりです。

※**赤字箇所**：新規に追加/切り分けされることが検討されている分野、業務区分など

分野	業務区分	育成イメージ(技能実習制度との比較)
介護	介護	対応する技能実習移行対象職種と同様の育成
ビルクリーニング	ビルクリーニング	対応する技能実習移行対象職種と同様の育成
工業製品製造業	機械金属加工	対応する技能実習移行対象職種に加え、 ビーズ法発泡スチロール成形、プラスチック成形材料製造 に係る作業に従事可
	電気電子機器組立て	
	金属表面処理	対応する技能実習移行対象職種と同様の育成
	紙器・段ボール箱製造	対応する技能実習移行対象職種と同様の育成
	コンクリート製品製造	対応する技能実習移行対象職種と同様の育成
	RPF製造	対応する技能実習移行対象職種の育成
	陶磁器製品製造	対応する技能実習移行対象職種に加え、 排泥鑄込み成形 に係る作業に従事可
	印刷・製本	対応する技能実習移行対象職種と同様の育成
	紡織製品製造	対応する技能実習移行対象職種に加え、 製網、染色(捺染) に係る作業に従事可
	縫製	対応する技能実習移行対象職種（タオル製造職種は技能実習職種への追加申請中）に加え、 カーテン製造 に係る作業に従事可
	電線・ケーブル製造	新たに 電線製造 に係る作業に従事可
	プレハブ住宅製品製造	対応する技能実習移行対象職種と同様の育成
	家具製造	対応する技能実習移行対象職種に加え、 家具組立、マットレス製造、シート縫製 に係る作業に従事可
	定形・不定形耐火物製造	新たに 定形耐火物製造、不定形耐火物製造 に係る作業に従事可
建設	生コンクリート製造	新たに 生コンクリート製造 （業務区分全般）に係る作業に従事可
	ゴム製品製造	対応する技能実習移行対象職種と同様の育成
	かばん製造	対応する技能実習移行対象職種と同様の育成（かばん製造職種は技能実習職種への追加申請中）
	土木	対応する技能実習移行対象職種（管路更生職種は技能実習職種への追加申請中）に加え、 鉄筋継手 に係る作業に従事可
造船・船用工業	建築	対応する技能実習移行対象職種に加え、 鉄筋継手 に係る作業に従事可
	ライフライン・設備	対応する技能実習移行対象職種に加え、 電気設備施工 に係る作業に従事可
自動車整備	造船	
	船用機械	対応する技能実習移行対象職種と同様の育成
自動車整備	船用電気電子機器組立て	
	自動車整備	対応する技能実習移行対象職種と同様の育成
宿泊	車体整備	対応する技能実習移行対象職種に含まれていた 車体整備 （業務区分全般）に係る作業を切り分けて設定
	宿泊	対応する技能実習移行対象職種の範囲等を見直し、新たに 企画・広報業務 を追加した宿泊（業務区分全般）に係る作業に従事可
鉄道	軌道整備	対応する技能実習移行対象職種の範囲等を見直し、軌道整備（業務区分全般）に係る作業に従事可
	電気設備整備	新たに 電気設備整備 に係る作業に従事可
	車両整備	対応する技能実習移行対象職種の範囲等を見直し、車両整備（業務区分全般）に係る作業に従事可
	車両製造	新たに 車両製造 に係る作業に従事可
	運輸係員	新たに 駅係員 に係る作業に従事可
農業	駅・車両清掃	新たに 駅・車両清掃 に係る作業に従事可
	耕種農業	対応する技能実習移行対象職種の範囲等を見直し、畑作・野菜は 稲作・畑作 に、施設園芸は 育苗 を含むものになり、各作業に従事可（果樹は既存の作業が想定されているが詳細は示されていない）
漁業	畜産農業	対応する技能実習移行対象職種の範囲等を見直し、養鶏は 家さん に、酪農は 養牛 になり、各作業に従事可（養豚は既存の作業が想定されているが詳細は示されていない）
	漁業	対応する技能実習移行対象職種を大括り化する形で漁業（業務区分全般）に係る作業に従事可
飲食品製造業	養殖業	対応する技能実習移行対象職種を大括り化する形で養殖業（業務区分全般）に係る作業に従事可
	飲食品製造業	対応する技能実習移行対象職種に加え、特定技能制度でのみ従事可能となっている業務も含めた飲食品製造業（業務区分全般）に係る作業に従事可
外食業	水産加工	対応する技能実習移行対象職種を大括り化する形で、 水産加工（加熱、乾燥、低温処理、水産練り加工） に係る作業に従事可
	外食業	対応する技能実習移行対象職種に加え、特定技能制度で従事可能となっている業務も含めた外食業（業務区分全般）に係る作業に従事可
林業	外食業	対応する技能実習移行対象職種と同様の育成
木材産業	林業	対応する技能実習移行対象職種の範囲等を見直し、特定技能制度でのみ従事可能となっている業務も含めた木材産業（業務区分全般）に係る作業に従事可
リネンサプライ	木材産業	対応する技能実習移行対象職種と同様の育成
物流倉庫	リネンサプライ	対応する技能実習移行対象職種と同様の育成
資源循環	物流倉庫	新たに 物流倉庫 （業務区分全般）に係る作業に従事可
	廃棄物処分業（中間処理）	新たに 廃棄物処分業 （中間処理）（業務区分全般）に係る作業に従事可

▶ その他 特定技能産業分野及び育成就労産業分野に関する情報について

現在「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」において議論されている、その他の論点や詳細につきましては、右記の出入国在留管理庁ホームページをご参照ください。

■出入国在留管理庁
ホームページ
https://www.moj.go.jp/isa/03_00116.html



JITCOでは新制度についての最新情報を、公式サイトやSNS等で発信していますので、ぜひチェックしてください。また新制度に関するポイントを解説したセミナーなども随時開催していますので、併せてご利用ください。

／なるほど! 好事例!／

外国人材の現場から

第13回 講師派遣で知識をアップデートし、変化に対応

公益財団法人 日中技能者交流センター（HRsDアジア財団）

公益財団法人 日中技能者交流センター（岡島真砂樹理事長、東京都千代田区）は、JITCO「講師派遣」の制度ガイダンス*を複数回利用されています。2025 年度だけで3 回（通算5回）利用している日中技能者交流センターが、講師派遣を業務にどう活かしているのか、塩田正行常務理事（総合技能交流部 統括部長）に話を伺いました。

※本誌 P.6 をご参照ください

制度の最新動向を把握するために利用

日中技能者交流センターは、制度（技能実習や育成就労、特定技能）の最新動向を把握し変化に対応するべく JITCO の講師派遣を利用しています。各種有識者会議や、育成就労制度の基本方針・関係省令、新制度への対応策などが主な受講テーマです。塩田理事はこう意義を述べます。「受入れ企業の担当者は法令関係や制度運用について、監理団体の職員は実習現場の実務について詳しく教えてもらうというように、相互に役割発揮するために使い分けています」。



塩田常務理事

講師がわかりやすい図表と易しい説明で制度を読み解くのが魅力

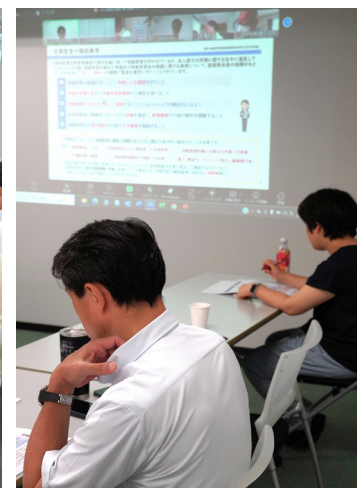
講師派遣の魅力についても塩田理事が教えてくださいました。「制度の新しい情報を把握しようとしても、公表されている資料は難解な点も少なくない。しかし講師の方がテーマに合わせてわかりやすい図表を作成し、易しい説明をしてくれます。職員の知識や経験にはバラつきがありますが、知識の少ない若手や外国籍の職員に効果的なのはもちろん、ベテラン職員も異なる視点から最新情報を取り入れることで知識や見方が問いただされるようです。役職員全体が知識を底上げできます。後日質問をまとめて出すと回答してくれるのもフォローが手厚い。あとは対面・オンラインどちらでも状況に応じて選択できるのがありがたいです」

監理団体との勉強会や e ラーニングなどの新しい取り組みも積極的に

講師派遣の利用以外にも、日中技能者交流センターには様々な特長があります。監理団体同士の横のつながりを強化するため、他の監理団体と情報収集の手法や新制度への対応などについて勉強会を行っています。日本語教育においては e ラーニングシステムを活用。受入れ企業と折半で費用負担し、技能実習生は無料で使用できます。他にも全国に受入れ企業が点在していることから、それに対応した駐在員を各地に配置して、実習生の悩みや課題といった現状について積極的に情報共有と問題解決を行っています。



情報共有しやすい職場環境



“講師派遣”を利用して、オンライン講習を受講する職員の皆さん。講師の言葉に聞き入り、資料にメモを取る。

正確な知識に基づく正しい実習

塩田理事は監理団体の業務についてこう力説します。「我々の業務は人間を相手にするものです。監理団体として制度、関係法規の知識を正確に把握していなければ、受入れ企業へのアドバイスは不十分になり、正しい技能実習につながりません。とはいえ自己流で知識を吸収するにはどうしても時間がかかりますから、講師派遣の正確でわかりやす

い情報提供を利用しています」。日中技能者交流センターは効率的に最新情報を把握し、日々の監理団体業務に落とし込んでいるようです。



掲示板には各言語で注意喚起するポスターが貼ってある

／ 職員の皆さんに聞きました ／



統合技能交流部・申請書類作成担当
岡野詠美さん(左・勤務歴11年)と
高寛暄さん(右・勤務歴10年)

す。たとえどちらかが100%悪いと思っても、片方に肩入れすればもう片方には不満が残ります。どちらも満足して終わることはほとんどなく、本当に難しいです」

—— 仕事のモチベーションは何ですか？

岡野さん「日々の申請書類作成業務に追われて忘れがちですが、一人の実習生の背後には何人もの家族がいて、その人たちのことも背負っている仕事だと思うと気が引き締まります」

—— 業務において苦勞することは何ですか？

高さん「問題が起きたときに技能実習生と受入れ企業の仲を取り持つことで

—— 仕事において嬉しい瞬間はいつですか？

岡野さん「出入国在留管理庁から追加書類の要請が何回も来て、最後に

やっと許可が下りたときです」

高さん「実習生の乗った電車が大雪で止まり、次に乗る予定だった飛行機に離陸直前でなんとか間に合ったときは『助けられてよかった』と思いました」

—— どうすれば監理業務のスキルが向上しますか？

岡野さん「忙しい中での情報収集には苦勞しますが、講師派遣を通して知らない内に変っていたことに気づけます。常に変化に対応するために、講習を受けるのは大切です」
高さん「長く仕事をしていますが、固定観念でわかった気になっていることがあります。ですが、講師派遣を通して知識をアップデートできます」

公益財団法人 日中技能者交流センター（HRsDアジア財団）

1986年創設。89年から研修生の受入れを開始し、技能実習生・特定技能外国人含め累計の受入れ数は約25,000名。現在の受入れ企業数は約50社で、実習生数は約1,100名、特定技能外国人数は約670名。職員数は約50名で、そう菜製造業を中心に多くの職種の実習生（ベトナム、中国、インドネシア、ミャンマー等）受入れを支援している。

多くの皆様が
利用している

JITCOの講師派遣・ 各種セミナー・養成講習のご案内

本誌「なるほど!好事例!」でも紹介した JITCOの講師派遣

賛助会員をはじめとする団体・企業の皆様が主催される講習会や社内研修へ、JITCO職員を講師として派遣するサービスです(オンライン可)。外国人材受入れ制度を理解し、活用いただくための講演のほか、送出し国事情や技能の修得指導などご希望の専門テーマについても解説します。

- ① 制度ガイダンス(例:制度概説、制度改正の最新動向、受入れ分野・職種の留意点等)
- ② アレンジテーマ(例:送出し国事情、技能修得・モチベーションアップ等)

■お問い合わせ先 講習業務部 業務課 03-4306-1138

詳細はJITCO公式サイトをご覧ください▶

<https://www.jitco.or.jp/ja/service/instructor.html>



さまざまなセミナーがめじろ押し! JITCOの各種セミナー

JITCOでは、外国人材の受入れに関する各種セミナーを開催しております。以下、近々のセミナースケジュールです。詳細とお申し込みは、JITCO公式サイトの特集ページをご確認ください。皆様のご参加をお待ちしています。

セミナースケジュール(2025年10月~26年1月)

日 程	セミナー内容	場 所	担当部	お問合せ先
10月	2日(木) 特定技能制度説明会 📺 ウェビナー	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談支援課	03-4306-1160
	6日(月)~10日(金) 【録画セミナー】特定技能外国人受入れ実務者セミナー	JITCO東京本部	講習業務部業務課	03-4306-1138
11月	10日(月)~14日(金) 【録画セミナー】特定技能外国人受入れ実務者セミナー	JITCO東京本部	講習業務部業務課	03-4306-1138
12月	4日(木) 特定技能制度説明会 📺 ウェビナー	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談支援課	03-4306-1160
	15日(月)~19日(金) 【録画セミナー】特定技能外国人受入れ実務者セミナー	JITCO東京本部	講習業務部業務課	03-4306-1138
1月	15日(木) 特定技能外国人受入れ実務者セミナー 📺 ウェビナー	JITCO東京本部から配信	講習業務部業務課	03-4306-1138

※2025年10月1日時点。開催情報は追加・変更することがあります。
※お申し込み受け付けを開始しているセミナーについては、すでに満席となっている場合がありますので、ご了承ください。
※JITCOサポートの使い方を解説するJITCOサポートセミナーも実施しています。最新情報は公式サイトよりご確認ください。
※**📺 ウェビナー** はインターネットを利用したオンライン上での開催方式です。JITCO東京本部から配信します。

各種セミナーのお申し込み・詳細は
JITCO公式サイトをご覧ください▶

<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>



オンラインでも対面式でも受講できる JITCOの養成講習

JITCOでは、技能実習法に基づき、技能実習の監理団体の監理責任者・外部役員等の皆様や、実習実施者の技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の皆様に受講いただく養成講習を開催しています。以下は、2025年度下半期(2025年10月~26年3月)の開催スケジュールです。ぜひご活用ください。

2025年度下半期養成講習スケジュール(2025年10月~26年3月)

<監理団体向け> 監理責任者等講習(監責) <実習実施者向け> 技能実習責任者講習(技責) 技能実習指導員講習(技指) 生活指導員講習(生指)

オンライン

10月	1日 技責 8日 技責 9日 技指 10日 監責 15日 監責 16日 生指 21日 技責 29日 技責 30日 技指	11月	5日 技責 6日 監責 7日 技責 12日 技責 13日 技指 19日 技責 26日 監責 28日 技責	12月	2日 技責 3日 監責 4日 生指 9日 監責 10日 技責 11日 技指 17日 技責 18日 生指 19日 技責 24日 技責 25日 技指	1月	8日 技責 14日 技責 15日 監責 21日 技責 22日 生指 28日 監責 29日 技指 30日 技責 4日 技責 5日 技指 10日 監責 13日 技責	2月	17日 監責 18日 技責 19日 生指 25日 技責 26日 技指 27日 技責 3日 技責 4日 監責 12日 生指 17日 技責 18日 技指 19日 監責
-----	---	-----	---	-----	--	----	---	----	--

対面式

※対面式講習については、監理団体向けの監理責任者等講習を関東エリア、実習実施者向けの技能実習責任者講習等の3講習を中部・北陸エリア、中国エリアおよび九州エリアで実施しています。
また、対面式の3講習は原則、初日から技指-技責-生指の順で開催します。

関東エリア

栃木県	10月	7日	監責	栃木県総合文化センター(宇都宮)
千葉県	11月	14日	監責	千葉市民会館(千葉)
群馬県	12月	12日	監責	神奈川産業振興センター(横浜)

中部・北陸エリア

※★の回は開催順が技責-技指-生指となります。
日程詳細は公式サイトにてご確認ください。

愛知県	10月	9日 技責 10日 技責	JITCO名古屋駐在事務所会議室(名古屋)
	10月	28~30日 3講習★	
	11月	13日 技責	
	12月	12日 技責	
	1月	21~23日 3講習	
富山県	2月	13日 技指 20日 技責 27日 生指	富山県民会館(富山)
	3月	11~13日 3講習★	
	10月	15~17日 3講習★	
岐阜県	1月	28~30日 3講習★	富山県民会館(富山)
岐阜県	11月	21日 技責	ワークプラザ岐阜(岐阜)
福井県	11月	26~28日 3講習★	福井県協ビル(福井)
静岡県	12月	17~19日 3講習	クリエート浜松(浜松)

※お申し込み開始日はJITCO公式サイト等で講習ごとにご確認ください。
※10月開催分についてはすでにお申し込み受け付けを終了しているものもありますのであらかじめご了承ください。
※上記スケジュールに記載のない養成講習についても、追加開催場合があります。最新情報はJITCO公式サイトでご確認ください。
※受講料は次の通りです。オンライン：JITCO賛助会員8,000円、一般16,000円／対面(会場)：JITCO賛助会員8,000円、一般12,000円(消費税10%込み)

養成講習のお申し込み・詳細は
JITCO公式サイトをご覧ください▶

<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/training.html>



「入っていてよかった！」 JITCO保険で「**まさか！**」のときの **安心**を。

JITCOでは、母国から離れた地で暮らす技能実習生や特定技能外国人のための万一の備えとして、「JITCO保険」をご用意しています。外国人材のケガや病気の補償だけではなく、損害賠償金や救援者費用もカバーしており、30年超にわたり多くの皆様にご利用いただいています。2024年度の保険金お支払い件数は140,717件、保険金お支払い金額は総額15億2,000万円にも上りました。「JITCO保険に入っていなかったらどうなっていたか…」「加入していてよかった！」という心からの声も多数いただきます。そこで、近年のお支払い事例*を基に、JITCO保険加入の必要性を改めて考えます。

JITCO保険（「外国人技能実習生総合保険」「特定技能外国人総合保険」）とは？

「外国人材のために開発された専用保険」

JITCOが保険契約者となり、監理団体・実習実施者や受入れ機関・登録支援機関の皆様が加入者となって、技能実習生や特定技能外国人が日本で安心して生活することを支援する保険です。実習生らの日本での日常生活におけるケガや病気への備えに加え、オプションで就業中の傷害事故（労災保険の上乗せ）まで広くカバーします。

JITCO保険実績

2024年度保険金お支払い件数（項目別）

傷害死亡	9件	疾病死亡	27件
傷害入院	278件	疾病入院	2,346件
傷害通院	8,726件	疾病通院	128,715件
賠償責任	536件	救援者費用	61件

ケース1 賠償責任保険金支払いの事例

「自転車で歩行者に接触！ 賠償金として **2,960万円** の支払い義務が…」

仕事終わり、いつものように自転車に乗って帰宅していた技能実習生のAさん。辺りは薄暗くなっていたが、無灯火で自転車走行していました。そのとき、対向を歩いていた年配の女性に気づくのが遅れ、接触。歩行者を転倒させ、重傷を負わせてしまいました。突然、賠償金として2,960万円を請求されることになったAさん。JITCO保険のおかげで、無事、賠償金を支払うことができました。



賠償責任保険金とは？

日常生活で誤って他人の物を壊したり他人にケガをさせたりして加害者になったとき、損害賠償金などを負担した場合に被る金額を補償した保険金です。

ケース2 救援者費用等保険金お支払いの事例



「サッカー中に突然死、 祖国へ遺体を送る費用など **132万円** が必要に」

休日に、同じ国から来日した友人とサッカーを楽しんでいた特定技能外国人のBさん。試合中に突然胸が苦しくなり、うずくまって呼吸できなくなりました。仲間が慌てて救急車を呼んで、病院へ救急搬送されましたが、残念ながらBさんは突発性心室細動により、そのまま死亡してしまいました。JITCO保険から家族の渡航費用と遺体移送費用として、救援者費用等保険金合算132万円が遺族に支払われました。

救援者費用等保険金とは？

業務中・業務外に関係なく、死亡・危篤等の重大な事象が発生し、本国から家族が日本に渡航する費用や本国への遺体移送費用を支払うための保険金です。

以上、2つの事例をご紹介しましたが、これは氷山の一角です。自分たちにも起こりうるかもしれないと思えば、“もしも”に備えることの重要性を理解していただけたのではないのでしょうか。

よかった！ おすすめ！ JITCO保険ご加入者の声

「実習生たちの健康保険自己負担分をカバーしてもらえます」



監理団体
Sさん

外国人材の受入れを開始してから長年JITCO保険に加入しています。健康保険の自己負担分（30%）は外国人材にとってとても大きな金額ですが、JITCO保険でカバーしていただけるので安心して治療を受けることができています。技能実習生も非常に助かったと喜んでいます。

「1年契約より長期契約のほうが断然メリットが大きいです」



監理団体
Kさん

5年の長期契約をしています。1年契約で5回契約するより、5年一括契約のほうがコストを抑えられます。この差額（10,800円）はとても大きいですね。実質4年分の保険料となるのでコスト削減につながり本当に助かっています。また、長期契約の途中解約でも返金があります。1年ごとの契約よりは割安になることが多く、長期契約のメリットは非常に大きいと感じています。

必見！
おすすめの
契約方法

JITCO保険の必要性を感じたら、ぜひ加入をおすすめします。

▶ 今すぐ加入したいなら

JITCO保険の加入方法

JITCO保険の加入手続きおよび補償内容に関するお問い合わせは、以下へお願いいたします。

お問い合わせ先

株式会社 国際研修サービス（取扱保険代理店） 03-3453-3700
もしくは JITCO実習支援部 保険業務課 03-4306-1178

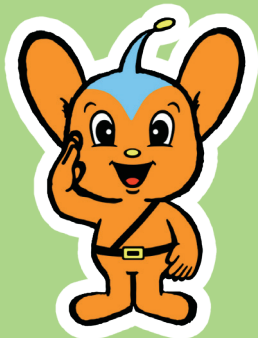
▶ もっと詳しく知りたいなら

JITCO公式サイトをご覧ください。
また本誌P22もご参照ください。

<https://www.jitco.or.jp/ja/service/protection/index.html>



「在留外国人が犯罪に巻き込まれないために」



警視庁国際犯罪対策課

現在、社会問題として浮き彫りになっている「闇バイト」。日本で暮らす外国人も例外ではありません。各国のコミュニティのSNSなどには、「口座売買」「偽造在留カードの売買」「楽に稼げる」などの投稿が多くあり、実際にこのような「闇バイト」に手を出して、逮捕される技能実習生や留学生も少なくありません。そこで、技能実習生を含む在留外国人の犯罪検挙事例とともに、在留外国人を犯罪に巻き込ませないための対策について取り上げたいと思います。

犯罪検挙事例

事例 1

元技能実習生らによる在留カード偽造事件

2025年5月、警視庁は、東京都内にある自宅でパソコン等を使って、偽造在留カードを作成した中国人被疑者2名を入管法違反で検挙しました。

中国人2名は、SNSにあった仕事募集の掲示板で指示役と知り合い、指示役から送られるデータをもとに、在留カードや健康保険証、学生証、医師や英語能力検定などの資格認定証などの偽造や発送を繰り返して、報酬を得ていました。

中国人2名は、ともに技能実習生だったものの、実習先から逃亡して不法残留となっていたため、正規の仕事に就くことができず、SNSで見つけた、いわゆる「闇バイト」に応募し、犯行に及んでいました。



事例 2

タイ人4名による住居侵入・強盗事件

2025年6月、警視庁は、タイ人4名を住居侵入、強盗致傷の事実で逮捕しました。

タイ人4名は、昨年12月、八王子市内にある一軒家に侵入して腕時計等を窃取した際、1名のタイ人が就寝中の被害者に発見され、捕まりそうになったことから、被害者に馬乗りになって殴り、傷害を負わせたという事案でした。

本件では、タイ人1名が元技能実習生で、ほか3名が短期滞在で入国した者でしたが、犯行時は4人とも不法残留となって犯行に及んでいました。



取り上げた2例は、警視庁による検挙事例ですが、昨今、技能実習生、とりわけ失踪した技能実習生による犯罪は、全国的に発生しており、今後さらなる対策強化を進めていく必要があります。

外国人を犯罪に巻き込ませないために — 監理団体・外国人雇用企業等の役割 —

技能実習生らが正しい知識・情報がないばかりに、「犯罪を犯してしまった」「犯罪に巻き込まれてしまった」といったことがないように、技能実習生らにしっかりと日本の法律やルールを周知することが重要です。

監理団体や外国人雇用企業等には、技能実習生らと良好なコ

ミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めるとともに、しっかりと日本の法律やルールを周知してほしいと思います。

そして技能実習生らが、犯罪に関わっている状況やその前兆が見られた場合はすぐに警察や関係機関に相談してください。

こんな仕事は犯罪です

- ✓ 自分の携帯電話、キャッシュカード、在留カードを他人に売る、譲る
- ✓ 他人のために、携帯電話を契約する、銀行口座を作る
- ✓ 自分のものでないクレジットカードで買い物をする
- ✓ 自分のものでないキャッシュカードを使って、お金をおろす
- ✓ 他人の名前で宅配便を受け取る、封筒を受け取る。



警視庁の取組紹介 — 在留外国人の安全確保に向けて —

警視庁では、在留外国人が犯罪に巻き込まれないために、さまざまな取組を行っています。

日本語学校や技能実習生研修センター、監理団体、雇用企業等における安全講話や国際交流イベント等における広報啓発活

動を行っています。

また、2024年9月から、外国人向け情報発信ツールとして公式Facebookページを運用しています。ぜひフォローしてください。



技能実習生への安全講話(西国分寺トレーニングセンター)



関東地区在住ベトナム人サッカー大会

警視庁国際犯罪対策課公式Facebookページ

日本で生活する外国人のための情報発信ページ しってまもって日本のルール



Congratulations!

「第33回外国人技能実習生 日本語作文コンクール」入賞者決定

Japanese Essay Contest Award Winners

「第33回外国人技能実習生日本語作文コンクール」に多数のご応募をいただき、誠にありがとうございました。今年は、さまざまな分野で活躍する技能実習生が自由なテーマで書き上げた1,188編の応募がありました。厳正なる審査の結果、次の皆さんが入賞者となりましたので、お知らせいたします。



👑 最優秀賞 (4名) First Prize

氏名	作品名	国籍	実習実施者	監理団体
ARIUNBOLD MUNKHTUUL	優しさで包まれた贈り物	モンゴル	藤田螺子工業株式会社	九州ネット協同組合
ENDAH NURHAMIDAH	まいどはや	インドネシア	社会福祉法人神通福祉会	サイハン富山協同組合
KHIN KYAWT KYAWT SAN	ミャンマーの地震で気づいたこと	ミャンマー	伊賀産業株式会社	国際ビジネスコンサルティング事業協同組合
LIU THI NHU	なんのために私はここにいるのか	ベトナム	医療法人六和会	人材創造事業協同組合

作品の審査は、例年どおり、3段階で行いました。JITCO内部における第一次、第二次の審査により、最終審査に進む20編および佳作を選出した後、外部の有識者を含む5名の審査委員からなる最終審査委員会において、各賞を決定しました。

最終審査委員会では、公益社団法人国際日本語普及協会(AJALT)の戸田佐和理事長に委員長を務めていただき、日本商工会議所および一般社団法人日本経済団体連合会の有識者を含む5名の審査委員により、最終選考に残った20編の審査を行いました。最終審査では、作品の

テーマや主張の一貫性、筆者ならではの視点などを評価して、最優秀賞4編、優秀賞4編、優良賞12編を選出しました。

最優秀賞には、包んで渡すという何気ない行為の温かさが伝わってくる「優しさで包まれた贈り物」、方言を使って周囲に溶けこんでいく様をユーモラスに描いた「まいどはや」、母国を襲った地震からの気づきに説得力がある「ミャンマーの地震で気づいたこと」、家族への情愛や強い意思を印象深く表現した「なんのために私はここにいるのか」の各作品が選ばれました。

応募状況

本年の応募総数は1,188編でした。国籍別の応募数は、最多のインドネシアが445編で、以下にベトナム、ミャンマー、中国、モンゴルが続きました。

国籍別内訳推移(単位:編)

国籍/年度	2025年度	2024年度	2023年度
インドネシア	445(37.5%)	438	342
ベトナム	332(27.9%)	369	353
ミャンマー	183(15.4%)	169	109
中国	82(6.9%)	76	134
モンゴル	72(6.1%)	95	80
タイ	26(2.2%)	51	19
フィリピン	25(2.1%)	36	92
カンボジア	12(1.0%)	36	39
バングラデシュ	6(0.5%)	3	0
パキスタン	3(0.2%)	0	0
スリランカ	1(0.1%)	0	4
ネパール	1(0.1%)	0	0
その他	0(0.0%)	4	5
合計	1,188	1,277	1,177

👑 優秀賞 (4名) Second Prize

氏名	作品名	国籍	実習実施者	監理団体
李 曉曼	人生という電車の旅	中国	旭電器工業株式会社	ELC事業協同組合
THIMOTHI ARACHCHIGE DIMITHRA NIWYANJANIE	言葉を超えてつながる心	スリランカ	株式会社ニューライフサポート	国際交流事業協同組合
TRAN THI THAO SUONG	マンゴーキャンディの思い出	ベトナム	社会医療法人若弘会	アジアケアユニオンアジア 介護協同組合
LE THI MAI	手紙の力	ベトナム	株式会社岩井化成	グローアップ協同組合

👑 優良賞 (12名) Third Prize

氏名	作品名	国籍	実習実施者	監理団体
BAI RAMDANI	人生の旅	インドネシア	天水生産株式会社	公益財団法人国際労務管理財団
NGUYEN THI MAI	日本は何色ですか?	ベトナム	株式会社シーエス工業	地域環境福祉事業協同組合
OTGONJARGAL ANGIRMAA	ナットーに教えられたこと	モンゴル	社会福祉法人ハインスライフ	GTS協同組合
INDRYA MELANI	漢字を学ぶ楽しさ	インドネシア	旭電器工業株式会社	ELC事業協同組合
LE DINH TRUNG	日本での一年目	ベトナム	函館トヨペット株式会社	全国中小事業協同組合
THIN THIN KHAING	病院食を作る仕事をして思ったこと	ミャンマー	日清医療食品株式会社	協同組合アシスト
BACH MINH THU	三月二十日	ベトナム	マップス株式会社	協同組合西海協
DWI MARDIKA SARI	憧れの存在	インドネシア	平本産業株式会社	デジタル共販事業協同組合
ANEU MUSTIKA RAHAYU	喪失の先の新たな一歩	インドネシア	株式会社タカキペーカリー	協同組合西海協
AIKHO SUCIFTA RAMADHAN	父の背中追って、日本で見つけた宝物	インドネシア	株式会社ビークルーエッセ	広昌会協同組合
宋 雨	実習で学んだこと	中国	株式会社紀文食品	すずらん協同組合
AGUS SALIM	夢を諦めない	インドネシア	株式会社浅野歯車九州	公益社団法人日本・インドネシア 経済協力事業協会

外国人材の受入れに関する Q&A

今回は、特定技能制度に関するご質問1点と技能実習制度に関するご質問2点をピックアップしてみました。

Q1 特定技能所属機関の者です。支援の全部を委託している登録支援機関の変更を検討しているのですが、必要な手続きを教えてください。

A1 登録支援機関の変更には「支援計画変更に係る届出」と「支援委託契約に係る届出」の作成が必要です。まず、「支援計画変更に係る届出」については、以下の書類が必要です。

- 支援計画変更に係る届出書（参考様式第3-2号）
- 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）
- （委託先の変更に伴い、支援責任者・担当者も変更になる場合）支援責任者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第2-3号）

次に「支援委託契約に係る届出」については以下の書類が必要です。

- 支援委託契約に係る届出書（参考様式第3-3-2号）
- 登録支援機関との支援委託契約に関する説明書（参考様式第1-25号）

登録支援機関の変更の際は上記の全ての書類を変更日から14日以内に、特定技能所属機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局に提出してください。参考様式は全て出入国在留管理庁ホームページからダウンロードできます。なお、必要に応じて地方入管局から他の書類を求められた場合、提出するようにしてください。



Q2 技能実習の内容が移行対象職種に該当しない場合は「移行対象職種・作業に係るものでない第1号技能実習」という受入れ方法があると聞きました。受け入れる際にどのような要件がありますか。

A2 ご質問の受入れ方法の場合、移行対象職種・作業のような審査基準がないため、実習実施者が独自に技能修得の目標を設定し、その目標に沿った実習実施予定表を作成する必要があります。一方で、移行対象職種・作業の場合と同じく、安全衛生に係る業務を行わせる必要はあります。また、従事させる業務が技能実習として行わせることが適当であることを証明するために、技能実習計画認定申請の際には、写真付きの

工程表（フローチャート）の提出が求められています。「この職種であれば受入れが可能」といった設定がないため、以下の点をもとに、技能実習計画が審査されています。

- 技能実習期間は1年が上限であること
- 実習内容が同一作業の反復のみで修得できるものではないこと＝単純作業ではないこと
- 従事させる業務内容、実習環境その他の環境について技能実習として行わせることが適当であること
- 実習を指導する技能実習指導員が適切であること

など

ご質問の受入れ方法を検討される場合は、事前にOTIT 地方事務所・支所に相談されることをおすすめします。

Q3 監理団体の者です。技能実習生の都合により、途中で実習を終了し、母国へ帰国することになりました。すでにOTITへ技能実習実施困難時届出書を提出していますが、他に出国するまでの手続きで特に注意する点がありますか。

A3 実習実施者における退職手続や最後の給与の支払い、市区町村における転出/マイナンバーカード等の手続き、銀行口座/携帯電話等の解約、住居の退去手続き等を行う必要があります。なお、住民税については、年度途中で海外へ転出される場合もその年度の住民税は課税されますので、実習実施者や市区町村に手続きについてご相談ください。併せて総務省のホームページ（外国人の方の個人住民税について）もご参照ください。

また、外国人材活用における書類作成や管理業務を手伝うシステムとしてJITCOが提供している「JITCOサポート」には、帰国準備一覧表がありますので、チェック表としてご活用いただくことができます。

JITCOサポート
(JITCO総合
支援システム)
のご紹介▶



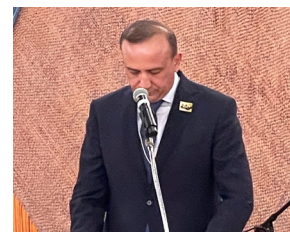
■お問い合わせ先

実習支援部 相談支援課 03-4306-1160

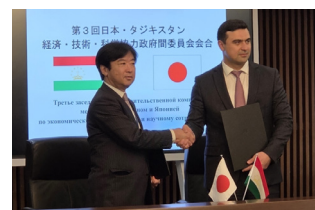
■第3回 日・タジキスタン経済・技術・科学協力政府間委員会に参加

JITCOは6月25日に外務省で開催された日・タジキスタン経済・技術・科学協力政府間委員会に出席し、技能実習・特定技能の受入れ状況や育成就労を含めた日本側の制度について説明しました。本会合では、日本とタジキスタン共和国間の投資・ビジネス環境、経済関係において有望となり得る分野、同国との協力、人への投資などが議題となり、両国間で活発な意見交換が行われました。

またタジキスタン共和国の大阪・関西万博におけるナショナルデーの式典に出席しました。



タジキスタン共和国の大阪・関西万博におけるナショナルデーでスピーチをするホリクンダ・ホキムタジキスタン共和国第一副首相



会合議事録の署名式（出所：外務省）



タジキスタン伝統音楽の演奏

■モンゴル送出機関向けセミナーを開催

JITCOは6月30日に、駐日モンゴル国大使館に協力し、モンゴル労働・社会保障省の外庁である労働・社会保障サービス総合事務所(GOLWS)およびモンゴル認定送出機関に対して、日本側の制度(技能実習、育成就労、特定技能)に関するオンラインセミナーを行いました。モンゴル側からはGOLWS含め50機関ほどが参加し、育成就労制度についても関心を示し、質疑応答がなされました。



モンゴル側会場の様子(駐日モンゴル大使館提供)

■駐日カザフスタン共和国大使館との意見交換

JITCOは7月9日に駐日カザフスタン共和国大使館の訪問を受けました。JITCOからは日本側の制度(技能実習、育成就労、特定技能)について説明を行い、カザフスタン側からは同国の人材育成

システムを含めた海外就労者派遣状況について説明が行われました。今後も双方で引き続き情報交換を行っていくつもりです。

■アフリカからの技能実習・特定技能受入れ状況

近年、アフリカ諸国からの技能実習生・特定技能外国人の入国が増加しています。アフリカからの技能実習・特定技能の新規入国者数・在留者数の推移は以下の通りです。

新規入国者数

	2022年	2023年	2024年
技能実習	28 (南アフリカ)	33 (南アフリカ)	59 (南アフリカ、 ガーナ)
特定技能	0	2 (ケニア、 モロッコ)	2 (セネガル、 マダガスカル)

在留者数

※技能実習の新規入国者数は企業単独型・短期も含むため、各年末時点の在留者数に反映されていないものと考えられます。

(各年末時点)	2022年	2023年	2024年
技能実習	0	0	1 (ガーナ)
特定技能	2 (ガーナ、 マダガスカル)	6 (エジプト、 ガーナ、 ケニア、 ブルキナファソ、 マダガスカル、 モロッコ)	17 (アルジェリア、 ウガンダ、 エジプト、 エチオピア、 ガーナ、 カメルーン、 ケニア、 セネガル、 トーゴ、 ナイジェリア、 ブルキナファソ、 マダガスカル、 モロッコ)

出所 出入国在留管理庁

アフリカ各国の日本への人材送出しについての関心も高く、JITCO国際部では、ここ数年でボツワナ共和国大統領府や駐日レント王国大使館、ガーナ共和国の政府認定送出機関の訪問を受け、制度の概要や今後の協力可能性について協議しました。

アフリカの平均年齢は19歳であり、今世紀末まで人口の大幅な拡大が続く唯一の地域とされます。アフリカの人口は2024年時点で約15億人ですが、2050年には世界の人口の4分の1を占める約25億人になると予測され、その時点での平均年齢は約25歳と言われています。

昨今、東南アジアの国々の経済発展や高齢化、紛争などのリスクにより、多様な送出し国に目を向ける重要性が高まっています。今後、豊富な人的資源を持つアフリカの国々の送出しの動向は、さらに関心を集めるといえるでしょう。

■お問い合わせ先 国際部 03-4306-1151

JITCO NEWS

JITCOの最新ニュース&トピックスをお届けします。
最新情報はX (@jitco_official) で配信していますので
フォローをお願いします。

おすすめ情報 **HOT!**

外国人技能実習機構(OTIT)委託事業 無料セミナー&無料コンサルティング実施中

JITCOが外国人技能実習機構(OTIT)から委託を受けて実施する「外国人技能実習生のための雇用環境改善促進事業(令和7年度)」では無料セミナーと無料コンサルティングを実施しています。

「外国人技能実習生の雇用環境改善促進のためのセミナー」は、10月8日と11月5日に実施いたしますので、ぜひお申し込みください。

また、同じく雇用環境改善促進事業の一つである「外国人技能実習制度運用自主点検支援コンサルティング」にも、多くのお申し込みをいただいております。技能実習制度をはじめ育成就労も含めまして幅広い内容を直接相談できる機会です。同コンサルティングをご利用ください(お申し込み状況によっては早めに終了する場合があります)。

セミナーとコンサルティングのお申し込みはこちら

<https://www.jitco.or.jp/ja/service-otit-jitco.html>



新任駐日スリランカ大使 JITCO来訪

8月4日、駐日スリランカ大使館から新任のクマラシンハ大使一行がJITCOに来訪され、協議を行いました。

JITCO側からは「スリランカ政府として優先する産業分野を明確

にして取り組む事の重要性」と「日本市場およびその受入れ制度に関する周知が肝要であること」を伝達し、「JITCOと大使館で人材セミナーを共催するなど、スリランカの認知度が向上し人材交流が深まるよう、引き続き協力していく」旨を表明しました。



ピヴァイトウル・ジャナック・クマラシンハ大使と
JITCO小川理事長

アグリフードEXPOにブースを出展 外国人材受入れ相談コーナーを設置

日本政策金融公庫主催の国産農産物や食品の展示商談会「第18回アグリフードEXPO東京2025」(8月20~21日、東京ビッグサイト)に、当機構は特別企画の一つとして外国人材受入れ相談コーナーを設置しました。両日ともに多くの方にブースにお越しいただき、改めて人手不足の課題と外国人材への関心の高さが伺えました。今後もイベント等でブースの出展を検討していますので、見かけた際はお気軽にお立ち寄りください。



おすすめ情報 **HOT!**

年次報告書(アニュアルレポート) 2024を刊行

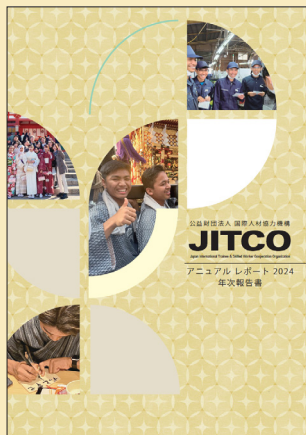
JITCOの活動状況を取りまとめた「年次報告書(アニュアルレポート)」の2024年度版が完成しました。2024年度の事業実績について、図表を交えて報告しています。

特集では、2024年度における制度の動向とそれに対するJITCOの対応、ならびに外国人技能実習機構(OTIT)委託事業「外国人技能実習生のための雇用環境改善促進事業」の実施報告を取り上げています。また新たに、外国人材受入れの各段階でご活用いただきたいJITCOの支援メニュー一覧も掲載しました。

当機構を支えてくださる皆様に、JITCOのサービス内容や取り組みの実績をわかりやすくお伝えできるように努めましたので、ぜひご一読ください。PCやスマートフォンでいつでも手軽に電子版もご覧いただけます。冊子をご希望の方は、お近くの駐在事務所へお問い合わせください。

電子版はこちらから

<https://jitco.or.jp/ja/news/article/41210/>



マレーシア人的資源省能力開発局 来訪

マレーシアでは、世界クラスの人材育成をはかるために、国際水準を意識した検定システムを構築したいという国家目標をもっています。そのため同国の人的資源省能力開発局は、1年のプロジェクトを立ち上げ、その最終段階として、技能人材育成について日本から学ぶべく調査出張を実施しました。その一環で8月5日にJITCOへ来訪され、JITCOからは技能実習制度と特定技能制度について説明を行いました。一行は、技能実習制度の構成要素である技能検定と、受入れ企業での人材育成方法、人材が有している技能と給与の関係などに高い関心を示しました。



写真右から5人目 Faizah Binti Harun(ファイザ・ビンティ・ハルン)産業戦略連携・関係課長

大阪駐在事務所 地域情報交換会 参加多数で大盛況

JITCO大阪駐在事務所は、7月4日に大阪市中央区の「マイドームおおさか」8階会議室で地域情報交換会を開催し、65団体、86名の皆様にご参加いただきました。

今回は、激動する最近の世界情勢を切り口に、人流の変化をグローバルにどう見るかの講演と、注目度の高いインドに関して「何故インドなのか」についての講演、さらに質疑応答を行いました。参加者の皆様に最新の情報をお届けし、質疑応答も非常に活発でした。懇親会も開催し44名にご参加いただくなど、大盛況のうちに終了しました。アンケートにおいても

- ・情報交換会全体に関して、非常に満足／満足:92%
- ・次回以降も、ぜひ参加／機会があれば参加:100%
- ・二つの講演とも、非常に興味深かった／興味深かった:90%以上と高評価をいただきました。



おすすめ情報 **HOT!**

母国語情報誌「とも~もっと知る日本~」 2025年10月秋季号オンライン版発行

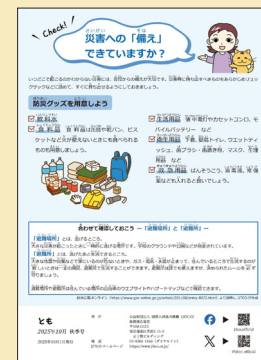
技能実習生や特定技能外国人など日本で暮らす外国人の皆様に、日本での生活に役立つ情報が満載のJITCO母国語情報誌「とも~もっと知る日本~」。その最新号(オンライン版)を10月1日に発行しました。ぜひご利用ください。

《2025年10月号の内容》

★マンガで知ろう「お月見」

★確認しよう!自転車の交通ルール

★災害への「備え」、できていますか?



10か国語で読めます! はこちらから

公式サイトから
<https://www.jitco.or.jp/ja/tomo/>



Facebook
でも配信中
<https://www.facebook.com/jitco.official>



あなたのご意見を反映して よりよいサービス&誌面をお届けするために JITCOアンケートのお願い

会員の皆様によりよいサービスをご提供するため、アンケートのご協力をお願いいたします。

数分でお答えいただける、簡単なアンケートとなっております。

また、独自の「好事例」をお持ちの賛助会員も募集しておりますので、アンケートの回答項目で、事例と掲載希望の旨をお伝えください(※)。

JITCOのサービス、および「かけはし」誌面の向上のため、ぜひご協力いただけますと幸いです。

アンケートはこちらからお願いします。

<https://forms.gle/BoQYB7hTkParRYta9>

※好事例の掲載については、応募内容を弊機構で検討した上で、取材する場合はこちらからご連絡させていただきます。



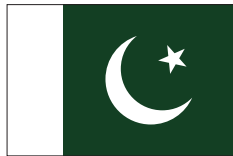
送出し国をもっと知りたい!

パキスタンってどんな国?

第9回

Islamic Republic of Pakistan

今、注目したい送出し国をピックアップ! 基本情報や国民性、文化や受入れ状況などさまざまな情報をお届けします。実習生たちとのコミュニケーションに利用したり、新たな人材受入れの参考にしてみたいいかがでしょうか? 第9回で取り上げるのは、古代文明の発祥地で親日国のパキスタンです。



- 正式国名 パキスタン・イスラム共和国
- 首都 イスラマバード
- 人口 2億4,149万人
- 面積 79.6万km²(日本の約2倍)
- 民族 バンジャープ人、バシュトーン人、シンド人、パローチ人 他
- 宗教 イスラム教(国教)が大多数
- 主要言語 ウルドゥー語(国語)、英語(公用語)
- 政治体制 連邦共和制
- 時差 日本時間から-4時間
- 通貨 パキスタン・ルピー(1ルピー≒0.52円)
- 国旗 三日月と星はイスラム教のシンボル。緑はイスラム教徒、白はイスラム教徒以外の国民を表す。緑は繁栄、白は平和も意味する。



クフデ・バビーのガンダーラ美術



ガンダーラの中心都市バシャワール

クシャーナ朝カニシカ王時代にガンダーラ地方の中心として栄えた街。玄奘三蔵も634年にこの地を訪問。バシャワール博物館のガンダーラ美術コレクションは必見。近隣には世界遺産タフ・バビーの遺跡も。



インダス文明の謎が眠るモヘンジョ=ダロの考古遺跡

高度な都市機構を持つインダス文明の都市遺跡。地元の言葉で「死の丘」を意味し、以前は禁忌の場所として地元民は近づかなかった。滅亡の理由はまだ謎。



そ若男ちみんなが着ている民族衣装 シャルワール・カミーズ



建国当時の首都最大都市カラチ

国内最大の都市で、建国時の首都。シンド州の州都であり、1,500万人を超える規模の都市は世界有数。商業・金融の中心地。昔は漁村だったが、その後交易などで繁栄した。



世界第2位のK2

世界2位の高峰K2とカラコルム山脈

標高8,611メートル、世界第2位の高さを誇るK2を筆頭に7,000メートル級の間々からなるカラコルム山脈。高峰や渓谷は大事な観光資源。



ファイサル・モスク

格子状に整った美しい首都イスラマバード

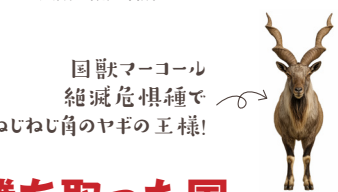
1959年に遷都されたパキスタンの首都。「アーブバーラ」から改名し、「イスラムの街」を意味する「イスラマバード」が誕生した。緑も多く、都市計画が整った美しい都市。写真は首都にある印象的な形のファイサル・モスク。



ラホール城

ムガル帝国の繁栄を忍べる第2の都市ラホール

パキスタン第2の都市で、バンジャープ州の州都。文化・芸術の中心地。16世紀にはムガル帝国の都として栄えた。当時の皇帝によって建てられたバードシャーヒ・モスクやラホール城塞は人気の観光名所。



国獣マール・ネーグ 絶滅危惧種でねじねじ角のヤギの王様!

インダス文明の発祥地でありイスラム教徒が勝ち取った国

南アジアにあるパキスタンは、東にインド、西にアフガニスタンとイラン、北に中国と国境を接しており、地政学的にもアジアと中東が交錯する重要な地点にある国です。また、北部に世界で2番目の高峰K2を擁するカラコルム山脈がそびえ、南部はアラビア海に面しており、高原もあれば砂漠もあって、多彩な自然が広がっています。

人口はおおよそ2億4千万人で、世界で5番

目の多さです。首都はイスラマバード。建国当時の首都は港町カラチでしたが、南端にあったカラチは「暑すぎる! 遠すぎる!」という意見が続出したため、1959年に新しくイスラマバードへと遷都が行われました。

パキスタンという国名は、国を構成する5つの地域をもとに作られた名前です。パンジャープのP、カイバル・パクトゥンクワ州に住むアフガン人のA、カシミールのK、シンドのS、

パロチスタンのTAN、これに発音しやすいようにIを入れて「PAKISTAN」となりました。さらには、ウルドゥー語で「清らかな(パーク)場所(スタン)」という意味も込められています。

インドと分離独立したムスリムの国

日本人にとって、パキスタンで一番なじみがあるのは、インダス文明ではないでしょうか? 歴史の時間に最初に覚えた四大文明

パキスタン豆知識

『風の谷のナウシカ』のモデルの地という噂が!?「フンザ渓谷」



カシミール地方にあり桃源郷のような美しさとも高い「フンザ渓谷」。「風の谷のナウシカ」のモデルとなった場所という噂が世界中を駆けめぐり、多くのファンが訪れている。

ヒマラヤ岩塩「ピンクソルト」大阪・関西万博でも大人気!



パキスタン産ヒマラヤ岩塩の「ピンクソルト」は、健康によいと人気の品。大阪・関西万博でも展示され、「ピンクソルト」の岩塩で癒される」とパキスタンバビリオンが大人気!

世界一甘くて美味しいマンゴーで外交



知る人ぞ知る美味しさでドバイの王族が買い占めるといわれるパキスタン産マンゴー。政府もイギリス王室に献上したり、友好国への贈答品として外交に使っているとか!?

コーラよりメジャー!? みんな大好き! 赤い飲み物



ハーブシロップ「ルーアフザ」で作った赤いジュースが国民的飲料。赤いシロップを水や牛乳で割ったドリンクは、パキスタンではコーラよりも人気の飲み物だ。

世界で一番高い場所にある危険な道路「カラコルム・ハイウェイ」



カラコルム山脈にあるパキスタン・中国の国境を横断し、標高4,700m付近を走る、世界一高い場所にある舗装された国際道路。絶景で、中バの資源輸送にも重要な道路だが、高地だけに危険な場所もあり、デス・ロードという別名も!

世界的なサッカーボール生産地メッシやC.ロナウドが使ったボールも!



北東部の街シアルコートは、サッカーボールの生産地として世界的に有名。FIFAのサッカーボールは8割がここで手作業で作られている。



アレキサンダー大王の兵隊が先祖!? 金髪碧眼の民族「カラシュ族」

パキスタン人といえば褐色の肌に黒髪イメージだが、少数民族「カラシュ族」は、幼少期に金髪で色白で青い目の人が多い。アレキサンダー大王に従い遠征してきた兵士たちの子孫だともいわれている。

JITCO国際部担当者からひとこと



二国間協力覚書の状況:
技能実習 2019年2月26日
特定技能 2019年12月23日
認定送出機関数:88
(技能実習、2025年7月時点)

人口の半数以上は24歳以下の若い国。受入れ分野も拡大予定

パキスタンは、中東、中央アジア、インド亜大陸の交差点に位置する国で、2億4,000万人を超える人口を抱え、その半数以上が24歳以下の若者です。国交樹立以来の親日国であり、パキスタンにとって日本は主要援助国です。

技能実習では、自動車整備、建設、機械金属、介護、農業などの分野で受入れが進んでいます。特定技能では、ビルクリーニングと自動車運送業の

技能試験およびJLPT日本語試験が実施されており、複数名のパキスタン人が合格、来日しました。建設、農業、介護(介護日本語含)分野の技能試験およびJFT-Basic日本語試験が今後実施される予定です(2025年7月時点)。

パキスタンからの人材受入れについてはお気軽に国際部までお問い合わせください。

【在留者と新規入国者数】

在留者数	2020年末	2021年末	2022年末	2023年末	2024年末
技能実習	6	4	3	73	124
特定技能	1	1	1	9	8

出所 出入国在留管理庁

入国者数	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
技能実習1号	3	0	0	73	138
特定技能1号	1	0	1	2	1

パキスタンについてもっと詳しく知りたい方は



の一つで、約4,500~3,800年前、国を縦断するインダス川流域に栄え、モヘンジョ=ダロやハラッパーといった遺跡が有名です。インダス文明が滅亡した原因は未だ解明されていないようで、なんともミステリアスですね。その後もこの土地では多くの王朝や帝国が栄枯盛衰をたどることになります。

パキスタンという国が誕生したのは1947年。それまでこの地域はインドの一部で、長い間イギリスの植民地支配を受けていました。第二次大戦後、イギリスからの独立を求める動きが高まり、同時にインドの中でもヒンドゥー教徒とイスラム教徒の間で対立が激化。その結果、イスラム教徒の多い地域がパキスタンとして分離独立しました。当初は、現在のパキスタンとバングラデシュの2つの地域で構成された国でしたが、1971年に東側のバングラデ

シュが独立し、現在の形となりました。

自然災害や外交問題、課題の先に未来が

日本とパキスタンの関係を見てみると、1952年に国交を樹立し、日本へ綿花を輸出したことで自国が潤うとともに、戦後日本の繊維業の発展に大きく役立ちました。1960年代からは日本の自動車メーカーが進出し、今ではパキスタン国内を走る9割以上が日本車になっているほどです。近年では、日本はパキスタンに対し、経済基盤をはじめ、教育、医療、水・衛生など、国家の安定につながる幅広い支援を行っています。

また日本と同じく地震や洪水などの自然災害が多い国で、8月に起きた洪水でも多くの犠牲者が出たのは記憶に新しいところです。日本からは防災対策の支援も行っており、パ

キスタンが2005年の大地震、2010年、2022年の大洪水に見舞われた際には、日本は資金や物資を送り援助隊を派遣して、復旧・復興に貢献しました。一方で2011年に東日本大震災が発生した時には、パキスタン側からミルクやビスケットが提供され、在日パキスタン人の皆さんが炊き出しをするなど多くの支援を受けました。

現在のパキスタンは、対インドをはじめとする不安定な外交問題や、国内や国境付近の治安、貧困、環境問題など、深刻な課題を数多く抱えています。それでも、人口の大多数を占める若者たちの存在と、家族や地域の絆を大切に、外国人にも温かく接してくれる国民性には希望があります。パキスタンの未来を信じ、これからも友好国として応援し続けるのが我々日本人の役目なのかもしれません。

参考) 外務省ホームページ「パキスタン」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/pakistan/index.html)、「なるほど発見! 南西アジア」(外務省)、「地図でスッと頭に入るアジア25の国と地域」(昭文社) ※文中の内容には誤りありません。

みんなでエンジョイ！ レクリエーション

Let's enjoy recreations

技能実習生や特定技能外国人の皆さんとコミュニケーションを積極的に取ることは、職場の環境向上のために欠かせない大切な活動です。彼らと一緒にイベントやレクリエーションを体験して、親交を深めませんか？ このコーナーではみんなで楽しめるおすすめイベントやレクリエーションをご紹介します。第10回のテーマは「紅葉狩り」です。



清水寺の紅色に染まる紅葉

第10回 「紅葉狩り」で秋を楽しもう！

紅色、黄色に橙色…鮮やかな紅葉を愛でる日本の秋の風習

天高く馬肥ゆる秋、日本中で木々の葉が色づき、美しい光景を見せてくれます。そこで、秋の行楽シーズンにおすすめしたいのが「紅葉狩り」です。全国各地にある紅葉の名所を訪れ、紅色や黄色に染まる絶景をみんなで楽しみに行きましょう！「紅葉狩り」は、平安時代の貴族たちが始めたものといわれています。当時は自然の中にある紅葉を眺めながら、和歌を詠んだり酒宴を楽しんだりと雅なものだったようです。江戸時代中期ごろになると庶民の間にも広まりました。

ところで、本来「狩り」とは獣の捕獲を意味する言葉ですが、なぜ「紅葉狩り」というのでしょうか？ 有力な説は、平安時代、自分たちに狩猟の習慣がなく、歩くことを下品と考えていた貴族たちが、紅葉を求めて山野を歩くのを「狩り」に見立てたというものです。また、紅葉という名の鬼女を討伐した（＝狩った）という昔話に由来する説もあります。どちらにしても古くから根付いている言葉のようですね。

日本での紅葉の見ごろは、桜前線とは逆に、北から南へと下っていきます。北海

道で9月下旬から始まり遅い場所で12月上旬まで、全国的には10月～11月が見ごろとなります。

真っ赤に色づいた秋の紅葉は、春の桜、冬の雪景色と並ぶ日本の代表的な風景の一つです。野山をハイキングしながら、あるいは寺社や庭園で和を感じながら、はたまた近隣の公園でお弁当を広げながら…。さまざまな楽しみ方がある秋の風習「紅葉狩り」ですが、実習生の皆さんにとってきっと、日本での忘れがたい思い出の景色になることでしょう。



※本文の内容には諸説あります。

かけはし（JITCO JOURNAL） 第34巻163号

発行日 2025年（令和7年）10月1日

発行 公益財団法人 国際人材協力機構 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング（受付11階）

企画編集 総務部 広報室 Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1116 E-mail:kouhou@jitco.or.jp

JITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/>



jitco.official



@jitco_official



※本誌掲載の記事・画像等を無断で複写・複製・転載することを禁じます。



外国人技能実習生、特定技能外国人を受け入れる体制作り

制度に寄り添う充実した補償の保険

監理団体・登録支援機関のみなさまへ

- 日常生活における病気・ケガをカバーする保険
- 母国出国から一定期間は治療費用100%補償期間プランをご用意
国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用されるまでの期間、補償されるよう選択することができます。
- 日常生活での第三者への賠償リスクにも備えられる
自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。〈示談交渉サービス付〉



●下表は加入パターンの一例です。詳しくはパンフレットまたは（株）国際研修サービスのホームページをご確認ください。

タイプ	保 険 金 額						保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者費用	保険期間 12ヵ月	保険期間 36ヵ月	保険期間 60ヵ月
	死亡・後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用					
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	11,030円	27,720円	44,350円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	14,550円	36,450円	58,210円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	8,820円	22,010円	35,200円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	9,310円	23,220円	37,140円

<保険期間の例示>

保険期間	60ヵ月（タイプ1）	60ヵ月（タイプA）
5年間保険料合計	44,350円	35,200円
1年間換算保険料	8,870円	7,040円

<保険期間の例示>

- ①保険期間60ヵ月（タイプ1・治療費用100%期間なし）を1年経過時に解約した場合の解約返戻金は34,590円。
- ②保険期間60ヵ月（タイプA・治療費用100%期間なし）を1年経過時に解約した場合の解約返戻金は27,460円。



この機会にご検討ください。
保険に関するお問い合わせは



WEB募集は
こちらから

k-kenshu.net

保険契約者

公益財団法人 国際人材協力機構

TEL 03-4306-1178 FAX 03-4306-1115

代理店・取扱者（お問い合わせ先）

株式会社 国際研修サービス

TEL 03-3453-3700 FAX 03-3453-3703

<http://www.k-kenshu.co.jp/>



え! 知らなかった...

では済まされない!

JITCO

2026年4月、自転車の 交通反則通告制度(青切符制度) 適用が開始します。



絶賛販売中

DVD

最新の歩行と自転車走行に関する
ルールをQ&A方式で学ぼう!

日本人でも意外に知らない
交通ルールがいっぱい!

Q&Aで覚える 日本の交通安全

～歩行と自転車のルール～

5言語を収録

日本語・英語・中国語・
ベトナム語・インドネシア語

全集中で
視聴できる!

収録
時間 **22分**

全10チャプター

**新「自転車安全
利用五則」に準拠**

《収録内容》.....

- ▶ 日本の交通ルール
- ▶ 歩行者に関する標識や信号
- ▶ 夕暮れ時と夜間の歩行
- ▶ 自転車の基本的なルール① 車道通行の原則と左側通行
- ▶ 自転車の基本的なルール② 歩道の通行方法と注意点
- ▶ 自転車の基本的なルール③ 信号交差点の通行方法と安全確認
- ▶ 自転車の基本的なルール④ 無信号交差点の通行方法と安全確認
- ▶ 自転車の基本的なルール⑤ そのほかの安全ルール
- ▶ 自転車で注意すべきこと
- ▶ 電動アシスト自転車の注意点



DVD1枚
(トールケース入り)
定価 **33,000円**
(30,000円+税)

お申し込み・お問い合わせはこちら

JITCO教材オンラインショップ
<https://onlineshop.jitco.or.jp>



監修 一般財団法人 日本交通安全教育普及協会
企画・制作・発売元 JITCO